

平成28年第2回定例会(平成28年6月20日)

観光建設水道委員会委員長 (山本 一成 委員長)

観光建設水道委員会は、去る 6月10日の本会議において付託を受けました『議第48号 平成28年度 別府市一般会計補正予算(第3号)』関係部分ほか5件について、6月13日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について ご報告いたします。

初めに、『議第49号 平成28年度 別府市競輪事業 特別会計 補正予算(第1号)』関係部分についてであります。

当局から、施設改修に要する経費として、管理棟 改築監理委託料及び同管理棟 等の改築工事費に係る経費を計上し、同事業に債務負担行為を設定する旨の説明がなされました。

続きまして、『議第55号 別府市自転車競走 実施条例の一部改正について』についてであります。

これは、災害等の不測の事態が生じた際に、別府競輪場以外でも競輪が開催できるようにすること等に伴い、条例を改正したい旨の説明がなされたところであります。

これに対し、委員から、他の開催地として具体的な場所は検討しているのかといった質疑がなされ、当局から、九州内の競輪施行者をはじめ、今後協議を進めていきたい旨の答弁がなされた次第であります。採決の結果、全員異議なく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議第60号 市長専決処分について 平成28年度 別府市一般会計補正予算(第2号)』観光課 関係部分では、当局から、別府誘客 緊急事業に要する経費として、熊本地震の影響を早期に回復するため、市、観光協会その他関係団体で構成する別府観光 誘客緊急協議会で対策を講じるに当たり、広告料の支出や賑わいの創出に資する事業費に対し、負担金を計上するものであるとの説明がなされました。

これに対し、委員から負担金の支出先や用途が不明確なのではないかといった質疑がなされ、当局から別府観光 誘客緊急協議会への支出と、賑わいの創出のための個々具体的な方策等が示されたことなどから、これを了とし、全員異議なく 承認すべきものと決した次第であります。

続きまして、商工課 関係部分の市長専決処分に係る『議第58号、議第59号、議第60号』につきましても、商工課 所管施設が被災したことにより、当該施設の災害復旧に係る工事費の説明や、緊急観光 経済対策として、地震発生に伴い客足が減少している飲食店・料飲店で使用できるクーポン券を発行する

こと等の説明が当局からなされました。

これに対し委員から、補助金のうち、3千万円の事務費について、さらなる削減が求められないか、また、市民へは対象店舗を周知するための工夫が必要ではないかといった要望がなされたところであります。

最終的に『議第58号、議第59号、議第60号』関係部分については、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり承認するものと決しました。

次に、農林水産課 関係部分の『議第48号 平成28年度 別府市 一般会計補正予算(第3号)』及び『議第58号 市長専決処分について 平成28年度 別府市 一般会計補正予算(第1号)』につきましては、当局から、歳入としまして、熊本地震による災害復旧工事に伴う個人負担金及び大分県からの補助金の追加であります。

歳入としましては、農地や水路、山林や漁港施設の災害復旧工事費とその測量設計委託料であることの詳細な説明がなされたため、これを了とし、全員異議なく 可決すべきものと決した次第であります。

続きまして、DMO推進室 関係部分の『議第48号 平成28年度 別府市 一般会計補正予算(第3号)』及び『議第60号 市長専決処分について 平成28年度 別府市 一般会計補正予算(第2号)』につきましては、熊本地震の影響による観光 関連産業の早期回復のための対策として、福岡都市圏において、大規模な広告戦略やキャラバンを形成することが主な事業内容であること、また、4『B』i 地域産業イノベーション 推進に要する経費として、起業家の育成や創業を支援する「場」の整備や株式会社ビームスと連携し、新たな「ひと・もの・しごと」作りを支援し、「稼ぐ力」を新たに生み出し、強化を図ろうとするものであること等の説明がなされました。

これに対し、委員からキャラバンの費用対効果を十分に検討するとともにその選定については、多角的に行ってもらいたい旨の要望が出され、4『B』i 事業に関しては、満足のいく結果が出るよう期待したいとの意見が出されたところであります。

採決の結果、全員異議なく 原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、建設部4課の災害復旧 関連経費の『議第58号 市長専決処分について 平成28年度 別府市 一般会計補正予算(第1号)』。についてであります。

都市整備課 関係部分では、餅ヶ浜棧橋の補修工事を、道路河川課 関係部分では、道路施設の復旧に係る委託料及び工事費等を、公園緑地課 関係部分では、被害を受けた公園施設のうち、特に緊急を要する7公園の8施設の損傷等に係る委託料及び工事費を、建築住宅課 関係では、損傷した市営住宅の復旧工事費並びに被災者が一時使用するための市営住宅清掃委託料 及び改修費が計上さ

れたものであります。

最終的に『議第58号 市長専決処分について 平成28年度 別府市 一般会計補正予算（第1号）』建設部 各課の関係部分については、いずれも、当局から函面等を用い、詳細な説明がなされたため、これを適切妥当と認め、全員異議なく 承認すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました 議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。